

同 意 書

住所

受給資格者 氏名

受給資格者の配偶者 氏名

扶養義務者 氏名

特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給資格者は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」第5条、同省令第16条及び同省令改正附則第4条の規定により、毎年8月12日から9月11日までの間に、受給資格者、受給資格者の配偶者及び扶養義務者の、前年の所得に関する市町村長の証明書を、福祉事務所へ提出することが義務付けられています。

これらの証明書を私たちが福祉事務所へ提出することに代え、福祉事務所から市町村へ、上記条項により提出が義務付けられている私たちの前年の所得に関する情報照会があった場合、市町村の職員は、保有している私たちの所得に関する書類を閲覧し、上記条項で提出が義務付けられている情報を、福祉事務所へ提供することに同意し、異義申し立ていたしません。

また、翌年度以降も特別障害者手当、障害児福祉手当又は福祉手当のいずれかの手当の受給資格があるとき、当該年に証明書にて提出すべき上記条項で義務付けられている情報を、本年と同様に閲覧及び提供することに同意します。

令和 年 月 日

長野県上伊那福祉事務所長 様
市 町 村 長 様